

鴨川市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月29日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市条例第11号

鴨川市介護保険条例の一部を改正する条例

鴨川市介護保険条例（平成17年鴨川市条例第116号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「36,000円」を「35,490円」に改め、同項第2号中「54,000円」を「53,430円」に改め、同項第3号中「54,000円」を「53,820円」に改め、同項第4号中「64,800円」を「70,200円」に改め、同項第5号中「72,000円」を「78,000円」に改め、同項第6号中「86,400円」を「93,600円」に改め、同項第7号中「93,600円」を「101,400円」に改め、同項第8号中「108,000円」を「117,000円」に改め、同項第9号中「122,400円」を「132,600円」に改め、同項に次の4号を加える。

- (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 148,200円
- (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 163,800円
- (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 179,400円
- (13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 187,200円

第4条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「21,600円」を「22,230円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「21,600円」を「22,230円」に、「36,000円」を「37,830円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「21,600円」を「22,230円」に、「50,400円」を「53,430円」に改める。

第6条第3項中「又は第8号口」を「、第8号口、第9号口、第10号口、第11号口又は第12号口」に、「同条第1項第1号から第8号まで」を「同条第1項第1号から第12号まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第4条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料率について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料率については、なお従前の例による。